

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の体制の整備状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省、文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 5事務所（神奈川、新潟、兵庫、岡山、熊本）

4 実施時期

平成27年4月～28年5月